

ファイトバック!



館長
雇止め

バックラッシュ裁判

No.13 2010年4月20日 発行

編集・発行:館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会
連絡先:520-0047 大阪市北区西天満2-3-16絹笠ビル1F
大野協同法律事務所内 Tel 06-6365-5215 Fax 06-6365-5550
■URL:<http://fightback.fem.jp> ■Email:fightback@hh.fem.jp
■郵便振替口座 00910-0-137307 ファイトバックの会

逆転勝訴!

2010年3月30日 大阪高等裁判所 74号法廷

塩月秀平裁判長 人格権侵害認める



2010年3月30日昼、勝訴に沸く「弁護士解説つき交流会」参加者

..... も く じ

3月30日、大阪高裁から逆転勝訴の判決ができました。三井マリ子	2
判決 主文/声明 館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会	3
勝訴新聞記事 朝日新聞 毎日新聞 日経新聞 読売新聞 京都新聞など	4
「画期的な判決:その特徴」 弁護士 宮地光子	6
逆転勝訴を祝うメッセージ/4.24 東京集会	9
豊中市と財団へ上告断念の要望書提出/上告に抗議します 坂本やす子	11
報告集会が各地で続々開催されます	12

3月30日、大阪高裁から逆転勝訴の判決がでました。 本当にうれしいッ！うれしいッ！うれしいッ！



素晴らしい弁護団、そして物心両面にわたっての励ましをくださった皆さんの友情と連帯には、お礼の適切な言葉を思いつきません。ファイトバックの会は、代表上田美江さんの天性のほがらかさを軸に、幾多の苦難を乗り越えて、ともに歩いてくださいました。おかげで、大阪東京130回以上、重い書類とパソコン持参で通い続けることができました。

また、この裁判は「働く女性の裁判基金」を授与していただいた初のケースでした。6年もの長い裁判を続けることができたのも、この基金のおかげです。働く女性の裁判基金は、西村さん・白藤さんの住友裁判闘争の涙と汗の結晶です。まだご存じないかたは下をごらんください。

http://fightback.fem.jp/genkoku_FB_9.html

二審判決は、感涙ものでした。判決文は、会のホームページに載っていますので、塩月裁判長の胸打つ文章をぜひ味わってください。<http://fightback.fem.jp/>

あわせて、本ニュースp8－p10に掲載した宮地弁護士の解説を読んでいただくと、この裁判の意義がよくわかるのではないかと思います。

二審勝利の鍵は『人格権侵害』という法理でした。これは、山梨県昭和町の嘱託職員（女性2人）解雇事件で打ち出されたものです。町長が「合理的理由もなく再任用を拒否し、人格的利益を著しく傷つけた」として、慰謝料を認める判決が最高裁で確定しています。小さな町で町長相手に裁判で闘ったお2人（お名前を明かしてません）・・・、どんなに大変だったことでしょう。まだ見ぬお2人の先輩にも感謝します。

私の今回の勝訴判決が、全国の女性センターに働く女性たち、男女平等のために闘う人たちに励みになったら、とてもうれしいです。また、全国各地で女性政策を踏み潰しては快哉を叫ぶバックラッシュ勢力へのカウンターパンチになることを願っています。

とここまで書いて、豊中市が上告したという知らせがはいりました。財団も追って上告予定だということです。判決を真摯に受け止め、私を侮辱し悪かったと謝ってほしいと思っていたのですが、残念でなりません。

次は最高裁です。引き続きご支援を切にお願いいたします。

三井マリ子

館長雇止め・バックラッシュ裁判控訴人、すてっぷ初代館長

控訴人(原告)	三井マリ子
訴訟代理人弁護士	寺沢勝子, 川西渥子, 大野町子, 渡辺和恵, 石田法子, 宮地光子, 長岡麻寿恵, 紀藤正樹, 越尾邦仁, 島尾恵理, 溝上絢子, 中平史, 相磯まつ江, 大脇雅子, 久米弘子, 大國和江, 杉井静子, 角田由紀子, 石井小夜子, 竹川幸子, 雪田樹理, 梁英子, 乗井弥生, 有村とく子, 射場かよ子

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人らは各自, 控訴人に対し, 150万円及びこれに対する平成16年2月25日から支払済みまで年5分の割合による金銭を支払え。
- 3 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は, 第1,2審を通じ, 2分の1を控訴人の負担とし, その余を被控訴人らの連帯負担とする。
- 5 この判決の第2項は仮に執行することができる。

大阪高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官	塩月 秀平
裁判官	菊地 徹
裁判官	鈴木陽一郎

勝訴を共に喜ぶ 声 明

2010年3月30日、大阪高等裁判所は「館長雇止め・バックラッシュ裁判」の控訴審で、豊中市・とよなか男女共同参画推進財団の違法性を認め、一審判決を覆す原告逆転勝訴の判決を言い渡しました。

提訴以来5年3か月、この裁判は豊中市・財団に対する「雇止めの違法性を問う闘いであり、男女平等に反対するバックラッシュ勢力への反撃」でありました。今回の判決で、人格権侵害が認められ勝訴できたことは、まさに画期的なことであり、日本の歴史に残る素晴らしい判決です。

ようやく、豊中市・とよなか男女共同参画推進財団の違法性を認めさせ、賠償命令を勝ち取ることが出来たことに、私たち「館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会」としても、心から喜んでおります。

これまで「館長雇止め・バックラッシュ裁判」訴訟に熱いご支援をいただいた全国の皆さんに心からお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

2010年3月30日

館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会一同
(ファイトバックの会 代表上田美江)

520-0047 大阪市北区西天満 2-3-16 絹笠ビル 1F 大野協同法律事務所内

「豊中市、批判的勢力に屈服」

「元館長の人格権侵害」

市施設めぐり大阪高裁判決



勝訴

判決後に晴れやかな表情で会見した三井マリ子さん＝大阪市北区

塩浦秀平裁判長は、雇用の打ち切りは「裁量の範囲内」として違法性を認めなかったが、市側が三井さんに批判的な勢力の圧力に屈して動いたことは認め、その行為は三井さんの人格を侮辱し、人格権を侵害した」と認定した。

大阪府豊中市の男女共同参画推進施設の館長職を不当に打ち切られたとして、初代館長で女性政策研究家の三井マリ子さん(61)が、市と運営財団に慰謝料など約1200万円をもとめた損害賠償訴訟の控訴審判決が30日、大阪高裁であり、三井さんの請求を退けた一審・大阪地裁判決を変更し、市側に150万円の支払いを命じた。

(阪本輝昭、柳谷政人)

高裁判決によると、三井さんは2000年9月、男女平等の問題を考える市民講座を企画したり講演会会場となったりする施設「すてっぷ」の非常勤館長に就任。04年3月で継続を打ち切られた。判決は、その間に三井さんへの「陰湿、執拗で組織的な攻撃」があったと指摘。市政に影響力を持っていた当時の市議1人が「すてっぷ」の蔵書廃棄を議会で求め、複数の市民が市に嫌がらせ電話をかけるなどしたと述べた。

そのうえで、市幹部や財団幹部が三井さんに相談もなく後任選びを進め、後任候補には三井さんに統投の意思がないと勝手に告げていたなどと指摘。こうした行為は一部の勢力の動きに屈したものと認定し、三井さんは生活に重要な意味を持つ雇用継続の情報から一切排除された」として賠償を認めた。

さらに判決は、市男女共同参画推進条例案に強力で反対していたこの市議が突然賛成に回った点などを挙げ、条例

可決と引きかえに三井さんを排除する合意が市側とできていた疑いも消せないとした。三井さんは記者会見し、「『男女平等なんて』という勢力に行政が屈服した結果だと認められた。私と同じような立場の人たちに勇気を与える判決だ」と話した。

豊中市の永原武敏・人権文化部長は「市の主張の一部が認められず大変残念」などとするコメントを出した。

館長交代 「圧力に屈す」市に賠償命令



男女共同参画推進施設の館長職を打ち切られた三井マリ子さんが大阪府豊中市などを訴えた訴訟で、大阪高裁は、市側が三井さんを批判する市議らの圧力に屈したと認定した。

▲ 朝日新聞 関西版
2010年3月31日朝刊
「豊中市批判的勢力に屈服」
市施設めぐり大阪高裁判決
「元館長の人格権侵害」



VOICE

毎日放送 TV・関西ローカル版「VOICE」番組内で30日夕方6時15分から放送。

■「女性センター雇止め “館長排除は人格権侵害”」

政治的勢力に屈して女性センターの館長を辞めさせたとして、大阪府豊中市に150万円の賠償を命じる判決です。大阪高裁は「市の部長らが嘘をつくなど館長排除に動いたのは人格権の侵害」として原告の逆転勝訴を言い渡しました。豊中市の女性センターの非常勤館長だった三井マリ子さん(61)は6年前、館長を常勤化するという理由で契約の更新を拒否され雇止めされました。

判決によりまずと当時、市役所やセンターに対し男女平等推進に批判的な運動が繰り返され、三井さん自身も議員から呼び出されて糾弾されるなどしました。30日の控訴審判決で大阪高裁は「雇用契約上の違法はない」としながらも、人権文化部長らが水面下で後任の館長を決めたり、三井さんに嘘を述べたりしたのは「公務員の立場を超え」「一部勢力の動きに屈した行動」と指摘、「明確な意図をもって館長を排除したのは人格権の侵害にあたる」と認定して、市に慰謝料など150万円の支払いを命じました。

「本当に嬉しいです。男女平等なんかそくそくという様な、そういう政治勢力に対して行政が屈服してって、侮辱されたようなやめさせられ方をしたことに関して認定してもらえてうれしい」(三井マリ子さん)

判決について豊中市は「大変、残念。今後の対応について検討する」とコメントしています。

▼京都新聞

2010年4月9日夕刊
コラム 女性の尊厳をかけて

灯 「ほんとうにうれしいです。辞めさせられるまで、私が館長として知るべき情報から隔絶されて、私が言ってもいないことを広められ、悔しさを跳ね返して大阪高裁で逆転勝訴となった30日、女性政策研究家三井マリ子さん(61)の表情に明るさと誇りが戻った。

三井さんは「セクハラ10番」など著作の多い元東京都議。と夫が男女共同参画推進センター「すてっぷ」(大阪府豊中市)館長に公募で選ばれ、2000年から期間1年(当初7カ月)の非常勤で3度雇用延長され04年雇止めされた。「雇止めは不当」として三井さんは「女性の尊厳をかけて」

同市と「すてっぷ」を運営する財団に慰謝料など150万円の損害賠償を求め提訴した。一審大阪地裁は請求を棄却したが、大阪高裁は市側に慰謝料など150万円の支払いを命じた。高裁判決は、男女共同参画社会実現に向けた三井さんの行動に対する勢力の組織的な攻撃に屈した市や財団の幹部が三井さんに説明しないまま非常勤館長職への移行に動き、新館長候補者に三井さんの考えと異なることを伝えて候補者になつたことは人格権を侵害する」とした。

市側は1日、上下、男女共同参画社会推進に絡むという雇い止めの司法判断は将来に大きな意味を持つ。(河部 光男)

2010年3月31日朝刊
雇い止め 人格権侵害
豊中市施設館長の座めぐり
三井さん逆転勝利 大阪高裁

日本経済新聞▶
2010年3月31日朝刊
雇い止め、150万円賠償命令
大阪高裁、豊中市などに

雇い止め、150万円賠償命令

大阪高裁、豊中市などに

大阪府豊中市の男女共同参画推進センターの非常勤館長だった女性政策研究家の三井マリ子さんが「不当に雇い止

判長は「原告の人格権を侵害した」と認定、請求を棄却した一審・大阪地裁判決を取り消し、同市などに150万円の支払いを命じた。

を繰り返した。04年2月に館長職が常勤化され、

▼読売新聞

2010年3月31日朝刊
市議圧力で雇い止め「不当」
大阪高裁 豊中市が逆転敗訴

市議圧力で雇い止め「不当」

大阪高裁 豊中市が逆転敗訴

大阪府豊中市の外郭団体の雇用契約で、04年3月末、雇い止めされた。市の担当幹部は三井さんに説明せず、03年秋から後任候補に就任を打診していた。

三井さんの雇用は打ち切られた。塩月裁判長は判決理由で「男女共同参画推進の象徴的存在だった三井さんを排除しようとする一部勢力の動きに市が屈した」と指摘した。

塩月裁判長は、一部の市議が市議会で「すてっぷの蔵書からジェンダーフリーの本を廃棄せよ」と迫ったことなどを挙げ、「市や三井さんの活動に組織的攻撃が加えられていた」と認定。

当時、男女共同参画推進条例案が提案されていたが、「市と市議らが、三井さんの排除と引き換えに、議決を合意していた疑いも消し去れない」と指摘した。

豊中市の永原武敏・人権文化部長の話「判決内容を精査し、今後の対応を検討する」

雇い止め 人格権侵害

館長の座めぐり 三井さん逆転勝利

大阪高裁



三井マリ子さん

大阪府豊中市の「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」の館長だった女性政策研究家の三井マリ子さん(61)＝東京都三鷹市＝が、不当な雇い止めをされて精神的苦痛を受けたとして、市などに

1200万円の賠償を求めた訴訟の控訴審判決が30日、大阪高裁であった。塩月秀平裁判長は「三井さんを排除する明確な意図があった」として、人格権の侵害に

相当として、請求を棄却した一審・大阪地裁判決(07年9月)を変更し、150万円の支払いを命じた。判決によると、三井さんは00年9月、初代館長に就任。1年契約で3回更新されたが、03年度末に雇い止めされた。三井さんは更新を希望し、館長公募にも応募していたが「体制の変更」を理由に返却された。判決は、三井さんを組織的に攻撃していた男性市議(当時)らの圧力が雇い止めの背景にあったと認定し、市の部長(当時)らは男女共同参画推進の象徴的存在だった三井さん

を排除したい一部市議らに屈した」と指摘。新館長の候補者探した元館長の行動について、「三井さんを館長に就かせない明確な意図があったと評価できるを得ず、その時点で館長だった三井さんの人格を侮辱する」として不法行為と判断した。

判決後に会見した三井さんは「男女平等が嫌だという人たちから排除された。主張を認められてうれしい」と話した。一方、豊中市は「一部の主張が認められなかったのは残念。判決を精査したい」とのコメントを出した。(日野行介)

判決によると、三井さんは2000年9月に館長就任。01年4月から任期1年

判決によると、三井さんは2000年9月に館長就任。01年4月から任期1年

「画期的な判決：その特徴」

宮地光子弁護士



三井マリ子さんが、豊中市と豊中市の男女共同参画センター「すてっぷ」を運営する財団に対して、非常勤館長職を雇い止めされたこと、そして常勤館長職への採用を拒否されたことの違法性を主張して損害賠償請求をしていた裁判につき、大阪高裁の塩月秀平裁判長は、三井さん敗訴の一審判決を取消し、豊中市と財団に対して、連帯して金150万円と平成16年2月25日以降年5分の割合による遅延損害金の支払いをするように命じました。

<この高裁判決の画期的な特徴は、以下のとおりです。>

1. 行政が一部勢力の不当な圧力に屈したことを認定したこと

判決は、バックラッシュという言葉こそ使っていませんが、豊中市において、男女共同参画の推進政策を批判し、「すてっぷ」がジェンダー・フリーの拠点になっているなどとして攻撃する一部勢力（団体や議員）の攻撃にさらされてきたことを詳細に認定し、この勢力が「すてっぷ」は三井カラーにそまっている」などと攻撃していたことも認定しています。

そして判決は、この一部勢力による攻撃によって、平成15年3月の市議会に上程が予定されていた男女共同参画推進条例が上程できなかったことから、同年9月の市議会では、市の面目をかけてその制定をはからねばならないとの思惑により、この一部勢力をなだめる必要にせまられ、男女共同参画推進の象徴的存在であり、その政策の遂行に顕著な成果を上げていた三井さんを財団から排除するのと引換えに、条例の議決を容認するとの合意を、この一部勢力との間でかわすに至っていたものとの疑いを完全に消し去ることができないと認定しています。

2. 「すてっぷ」の組織変更を急いだのは三井さんを排除するためであることを認定したこと

判決は、「本郷部長（豊中市の人権文化部長）や山本事務局長（財団の事務局長）らは、本件推進条例が議決されるや、中断していた財団の組織変更の検討を急ぎ再開し、「すてっぷ」の非常勤館長を廃し、プロパーによる常勤館長を置く（すなわち、三井さんを現館長につき雇止めとし、新館長にも採用しないで、財団から排除する）という組織変更を行う意思を固め、また、この間、山本事務局長が単なる世間話の中で、三井さんから「常勤による館長への就任は無理である」との片言を引き出したのに乗じ、本郷部長において、三井さんを外した新館長の候補者リストを作成し、組織変更及び候補者リストからの新館長の選任、及びこれに伴う予算措置について市長の内諾を得て、平成15年2月1日に、財団の臨時理事会を開催させて同案を確定させた」と認定しています。

さらに判決は、「本郷部長、武井課長及び山本事務局長は、3人目又は4人目の候補者であった桂さんに対し、桂さんが、三井さんにおいて新館長に就任する意思があるときは自らはその就任を固辞する意思を有していることを了知しながら、三井さんにはそのような意思はないと桂さんに告げて、同年中に桂さんに就任の内諾をさせた上、理事会の開催までの間に、桂さんを事実上、新館長に就任させようと企図したことを認定しています。

また判決は、「三井さんを館長として留任させようとする市民の動きがみられ、同時に三井さんが新館長への就任の意思を表明するに至ったため、選考試験を実施することとなったこと、」を認定しています。

そのうえで判決は「しかし、豊中市においては、三井さんが新館長に選考されれば、一部勢力の勢いを止められないこととなって、さらなる攻撃を受けることが必定となるばかりか、他方の候補者である桂さんについ

ては、寝屋川市男女共同参画推進センターの事務局長を務めていたところを、本郷部長らの強い要請により、同市の了解のもとに、同職を辞任させて新館長に就任することを応諾させた経緯からして、同人を新館長にしないことには、同人や同市に対する背信行為となり、いずれにせよ、本郷部長のみならず、豊中市の市長も政治責任を問われかねないことを懸念し、桂さんの新館長就任実現に向けて動いたものである」と認定しています。

3. 三井さんに対する人格権の侵害と、豊中市の本郷部長と財団の山本事務局長の共同不法行為を認定したこと

判決は「このような動きの中での三井さんの立場をみると、当時一部勢力による三井さんへの攻撃活動が繰り返されていた中で、三井さんが館長として継続して就任していかどうかは、重大な関心事であったのは当然であり上記攻撃活動が市や財団ら関係者に対してされている中ではなおさら、その関係者から、館長職の在り方や候補者いかにについてその都度説明を受けてしかるべき立場にあったというべきである。」としています。

そして判決は、「財団の事務局長及び財団を設立し連携関係にある豊中市の人権文化部長が、事務職にある立場あるいは中立的であるべき公務員の立場を超え、三井さんに説明のないままに常勤館長職体制への移行に向けて動き、三井さんの考えとは異なる事実を新館長候補者に伝えて候補者となることを承諾させたのであるが、これらの動きは、三井さんを次期館長職には就かせないとの明確な意図をもってのものであったとしか評価せざるを得ないことにも鑑みると、これらの動きにおける者たちの行為は、現館長の地位にある三井さんの人格を侮辱したものであるというべきであって、三井さんの人格的利益を侵害するものとして、不法行為を構成するものというべきである。」としています。

さらに判決は「本件雇用契約は年単位のものであるから、三井さんとしては雇止めのリスクを覚悟すべきであったが、反面においてその実績から次年度も継続して雇用されるとの職務上の期待感も有していたものといえるのであり、雇用契約が年単位であるからといって、常勤館長職制度への移行期において、その移行内容及び次期館長の候補者リストについて何らの説明、相談を受けなかったことについては、現館長の職にある者としての人格権を侵害するものであったというべきである。」としています。

<この判決の問題点は以下のとおりです>

1. 雇止め自体の違法性は認めなかったこと

判決は「実質的に豊中市の行政の一部を担う部署に相当する財団における「すてっぷ」の館長職の雇用関係は、地方公共団体の職務を行う特別職の非常勤の公務員の地位に準ずるものと扱われるべきであり、三井さんと財団との雇用関係は、民事上の雇用関係の法理が適用されるよりも、豊中市の特別職の職員（地方公務員法3条3項3号参照）の任免についての法理が準用されると解するのが相当である。したがって、「すてっぷ」館長としての三井さんの雇用について、期限を定めたからといって、これを違法ということはできず、また、雇用期間経過後の更新についても解雇の法理は適用されない」として、雇い止めには特段の合理的な理由は必要としないとしています。

2. 採用拒否自体の違法性を認めなかったこと

判決は、前記のとおり豊中市の本郷部長の一連の動きを違法と認定し、本郷部長が、新しく選任する常勤館長の選考委員会の委員に就任したこと自体、公正さを疑わしめるものがあるとなりました。

しかし採用自体は、選考委員会によって決定されているところ、同委員会は5名の委員で構成されていて、

これら5名の委員の判断において結論が出されていることから、「選考委員による選考及びその結果は、桂さんと接触して候補者としての内諾を得るなどした、同人の次期館長就任に向けての本郷部長などの動きを、結果的に浄化したものと評価するのやむを得ない。」としています（この部分の判旨は、わかりにくいです）。

3、慰謝料額・弁護士費用が低額であること

判決の認容した賠償額は、慰謝料が100万円、弁護士費用が50万円です。この慰謝料額は、三井さんがこの間被った精神的苦痛や経済的損失を考えると、到底それに見合うものではありません。弁護士費用も実働8名の弁護団の費用を賄えるものではありません。

以上のとおり、この高裁判決は、三井さんの立場を「非常勤の公務員の地位に準ずるもの」としたために、雇い止めの違法性を認定するまでには至りませんが、実質的には、雇い止めに至る経過において、豊中市や財団担当者の行為に違法性があったことを認めて共同不法行為であると認定した点は、画期的であると評価できると思います（但し、慰謝料額が低いという問題点はありますが）。

また豊中市におけるバックラッシュ勢力の動きを詳細に認定し、それに行政が屈していった経過を詳細に認定している点においても画期的だと思います。

この事件は、平成16年1月に、住友電工事件の勝利解決報告集会を「すてっぷ」で開催したことがきっかけで、三井さんから私が相談を受けることになりました。

雇用期間の定めのある契約の雇い止めを争うこと、とりわけ公務職場での雇い止めを争うことは、困難が待ち受けていると考えましたが、女性が人間として尊厳を持って扱われることを、これまでの人生のなかで追及し続けてきた三井さんにとって、自らに降りかかったこの人権侵害と闘わずして去ることは到底できないことだろうと、三井さんの胸中を察し、代理人として三井さんを支えていこうと決意しました。そして私と志を同じくしてくれる弁護士を募り、弁護団を結成することができました。

そして何よりも幸いしたことは、住友電工事件の西村さん、白藤さんがその解決金を拠出して「働く女性の平等への挑戦・裁判基金」をつくって下さっていたことでした。この基金からの貸付を受けて、弁護団の着手金を捻出できるということが、提訴への決意をさらに推し進めてくれたと思います。

そしてこの三井さんの事件も、住友電工事件と同じく、一審敗訴という苦しい道りを経ましたが、これも住友電工事件と同様、高裁での勝利を手にすることができ、これ以上の喜びはありません。

住友電工事件でも、控訴審は学者の方々の意見書を提出して裁判所に迫りましたが、三井さんの事件の高裁でも、浅倉むつ子先生と脇田滋先生に、すばらしい意見を書いていただきました。（意見書は、「館長雇い止め・バックラッシュ裁判」のサイト <http://fightback.fem.jp/> で見ることができます。）

この裁判に関心を寄せて下さる多くの方の支援をえてここまで来れたこと、そして三井さんが、行政を相手



に裁判をするという大きな犠牲を伴うことに、あえて挑戦して、今日の判決を勝ち取って下さったことに、心から感謝したいと思います。本当にありがとうございました。

2010/03/30

◀ 2010年3月30日（火）大阪等裁判所判決後の記者会見で 右から宮地光子弁護士、寺沢勝子弁護士、原告三井マリ子、島尾恵理弁護士、大野町子弁護士

逆転勝訴を祝うメッセージ

☆判決の日

わたしたちのバックラッシュ裁判が勝利した。
三井さんが勝った！わたしたちが勝ったのだ。
すぐには実感がわかなかった。
言葉にだすと涙が出る 三井さんの尊厳がまもられた。わたしたちの正義、みんなの正義が認められたのだ。
和田 明子(豊中市)

☆三井マリ子さん おめでとう！

よく頑張りましたね。女の世界が少し広げられたと思います。ありがとう。
谷岡 文香(大阪市)

☆おめでとう！！ 闘った三井さんの弁護士の皆さん、支援のなかまの6年の気持ち報われて ほんとうによかった。なんか未来につながる運動に参加できたことうれしく思います。ありがとう！！ うれしい！！
望月 奈緒(豊中市)

☆三井マリ子さん、おめでとうございます。逆転勝訴、確信してました。昨年秋の政権交代を機に変わったことは、その後の判決文の原稿の白紙からの見直しの時間だったことも勝利、喜びにあふれる居酒屋にて
金子 譲二(西宮市)

☆勝利判決おめでとうございます。

何故、去年の5月の結審から今年の3月迄かかったのか、気になっていました。判決文の説明をきいて納得しました。三井マリ子さんの行動力に感服しました。真に女性が解放されるのは「男女同一価値労働、同一賃金」その実現に向けて、これからも頑張っていこうと思います。
前田富士子(長岡京市)

☆三井さん、弁護士の方々、支援者たちと共に今日の勝訴を喜び合えたのはうれしい限りです。

女たちが生きやすい社会を作るのに裁判で5年3ヶ月もかけねばならない現実を、改めて思いますが、三井さんが裁判を起さねば、この社会の現実も見えなかったわけですから、三井さんありがとう。こうして一步一步踏みかためて、女たちの解放の道を築いていくというのが、先人のしてきたことであり、いまもわたしたちがしていくことなのですね。とにもかくにも、一歩進められたこと、うれしいです！

Never Give Up! 三木 草子(京都市)

☆奇跡的判決に興奮する。

まさかの完全勝利にびっくりしつつも、この裁判が、また、その支援活動が正しかったことに大満足の3月30日であった。
勝又みずえ(山口県本郷町)



勝訴！大阪高裁前で、2010年3月30日午前11時半

☆現在の女性の立場を充分理解した画期的な裁判に感激！諦めずに女達が戦うことが勝利への道だということをおかみるこ(京都市)を忘れずにいきたい。

☆おめでとう！三井さんの人間力・意思力に敬意を表します！三井さん、良かった！おめでとう！！これしか言いようがありません。

個人の尊厳を守り抜くことは、民主社会を守り抜くことでもあます。それと同時に、その社会構成員の責任でもあります。三井さんは、素晴らしい弁護士と共に、”バックラッシュ勢力”の悪意と横暴、雇止め等の不法に立ち向かい、六年になんなんとする法廷での闘いに勝利を得ました。その間、弁護士・支援の方たちに支えられたとは言え、怯むことなく挫けることなく所信を貫き通した闘志というか精神力というか、卓抜した人間力に感嘆しました。敬意を表するとともに改めて”良かった！おめでとう！”と申し上げます。

瓜谷修治(ノンフィクション作家)

☆今日の空のように、友人が送ってくれた満開の桜のように、私が書いた判決のPR文のように、「胸のすくような判決」でした。この裁判が時代を一步前進させたことを確信しています。岡田夫佐子(名古屋市)

☆勝ったー 勝ったやっぱり勝ったー！！マリ子さんの固い信念、弁護団の熱意、支援者の方々の息の長い応援、カンパ協力の結集が、勝利をもたら

した。連帯こそが正義を導く要め！ オメデトウ 上田 美江(茨木市)

☆日本の男女平等の明日を開く裁判です。泣き寝入りしなかった三井さん、ありがとう！どれだけの女性の涙があったことかと思うと、三井さん バンザイです！ 佐藤加代子(秋田市)

☆人間扱いされていなかった一審と違い、人の痛みのわかる心のこもった判決文に感謝しています。(三井さんの苦痛を100万に換算されたのはくやしけれど・・・)この勝利の喜びを分かち合えた仲間と共に、女性問題の後進国と言われる日本の汚名を、三井さんを筆頭に挽回していきましょ 川村裕子(大津市)

☆おめでとうございます。長い長い屈辱のトンネルをようやく抜けましたね！

今日こそ！とメールにもハガキにも振込用紙にも書きながら、やっぱり一抹の不安を拭いきれなかったのが正直な気持ちでした。でも、今日の判決はまさに世紀の判決でした。その場に居合わせなかったことが生涯の悔恨として残りそうです。

三井さん、本当におめでとう！世話人の皆様、お疲れ様でした。しばらくこの喜びに浸りましょう。

あとは豊中市と財団がこの判決を真摯に受け入れることを願います。 木村昭子 (ファイトバックの会@高知)



関東地域の方ぜひぜひ参加を！

「闘いはよいよ最高裁へ。更なる険しい道を共に歩もう！」

館長雇止め・バックラッシュ裁判を勝ち抜く集会

と き 2010年4月24日(土) 午後2時～午後5時
ところ 文京区男女平等センター 研修室A
東京都文京区本郷4-8-3 本郷アーバンハイツ1F
地下鉄大江戸線または丸の内線 本郷3丁目下車徒歩5分

講師

浅倉むつ子(早稲田大学大学院教授、三井裁判「意見書」作者)
紀藤 正樹(弁護士、三井マリ子代理人)
三井マリ子(原告、豊中市男女共同参画推進センターすてっぷ初代館長)

主催 館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会@東京

協力 G.planning 文京

連絡先: 木村 民子 090-9397-0921
佐藤ももよ 090-3684-9884

豊中市と財団へ上告断念の要望書を出しました

要 望 書

2010年3月30日、大阪高等裁判所において、塩月秀平裁判長は、「館長雇止め・バックラッシュ裁判」の控訴審で、豊中市ならびにとよなか男女共同参画推進財団の違法性を認め、一審判決を覆す控訴人逆転勝訴の判決を言い渡しました。

この判決は、男女平等に反対する一部勢力の圧力に屈した市の姿勢を明確に認定し、控訴人に対する人格権侵害を認め、損害賠償を求めたものです。

高裁での事実認定は、最高裁においても覆すことは不可能だといわれています。豊中市ならびにとよなか男女共同参画推進財団は、これ以上、市民の血税を浪費することなく、上告を断念されることを求めます。

今後、豊中市、とよなか男女共同参画推進財団におかれましては、本判決の趣旨を踏まえ、真の男女平等政策の推進にまい進されることを切に期待いたします。

2010年3月30日

館長雇止め・バックラッシュ裁判

3月30日、「弁護士解説つき交流会」参加者一同

XXXXXXXXXXXX

三井マリ子さん裁判で敗訴した豊中市と財団の上告に抗議します。

坂本やす子（豊中市議会議員）

先週のメルマガで「すてっぷ館長雇止め・密約疑惑裁判」において、原告のすてっぷ初代館長三井マリ子さんの訴えをほぼ全面的に認めた、大阪高等裁判所の素晴らしい判決についてお知らせしました。

しかし、豊中市と「すてっぷ」を運営するすてっぷ財団は、判決が出たその日に上告を決定し、4月1日付けで上告を行なったことがわかりました。

体面やメンツのためだけに上告することがないようにと、私たち、豊中市議会議員 10 名の名前で提出した「申入書」や、市民グループからの数々の要望書は無視されてしまいました。

「いちじるしく事実誤認があるから」を上告の理由にしていますが、市が勝訴した一審においても、今回の高裁においても、三井マリ子さんへの豊中市や財団の対応に適切さに欠ける点があったことは認められているのです。にもかかわらず、何が事実誤認だと言うのでしょうか。具体的に指摘してほしいものです。

三井さん自身がたとえて述べているように、大阪地裁では、「5、6 発殴られたぐらいはガマンせよ」との判決でしたが、それが今回は全面的に豊中市と財団の非を認めたわけです。事実関係はどちらの判決でも認められています。判決をじっくり読み込むこともなく上告を即断したこと、許せません。断固、抗議いたします。

なお、高裁の判決文はファイトバックの会 (<http://fightback.fem.jp/>) の HP にアップされています。

みなさん、ぜひ判決文を読んでみて下さい。

出典：メール版 [ガラス張り通信] 第 204 号 2010/ 4/ 7 発行

朝日新聞▶
2010年4月3日朝刊
豊中市が上告

解職の感謝料
豊中市が上告
大阪府豊中市の男女共同参画推進施設の館長職を不当に打ち切られたとして、初代館長で女性政策研究家の三井マリ子さん(61)が市と運営財団を相手に慰謝料など約1000万円を求めた訴訟で、豊中市は、市側に150万円の支払いを命じた3月30日の大阪高裁判決を不服として上告した。上告は1日付。

すてっぴ館長雇止め裁判で大阪高裁が豊中市の不法行為を認定！

すてっぴ 三井マリ子さん 初代館長 逆転勝訴報告集会

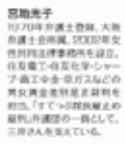
非正規労働者の切り捨て、「バックラッシュ」と呼ばれる男女平等つばし勢力による圧力、外資系企業での不法行為と市の責任一帯々、様々な点が問われた「すてっぴ館長雇止め裁判」。一審の不当判決後に三井さんが控訴していましたが、3月30日、大阪高裁は三井さん側主張の大部分を認め、市と財団に慰謝料等の支払を命じる判決を下しました。

今回の集会では、原告の三井さん本人からの勝訴の報告と、弁護団の宮地弁護士による高裁判決の解説～画期的な点といくつかの課題点についてお話をうかがいます。特に地元・豊中市民の皆さんには、市と財団による不法行為について、ぜひ知っていただきたいと思います。多数の方々のご参加をお待ちしています。

と き 5月22日(土)午後2時から
ところ ルシオーレホール(堂池駅直結「ルシオーレ」4F)
ゲスト 三井マリ子さん(原告、すてっぴ初代館長)
宮地光子弁護士(すてっぴ裁判原告弁護団)
参加費 500円



三井マリ子
女性問題研究家、高校教員、東京報道、大学教授などを経て、2000年全労連で「すてっぴ」初代館長に。画期的な判決と市側から注目されたが、04年3月末で雇止め。同年12月、市と財団を相手に提訴。一審では敗訴したが、控訴審で逆転勝訴。



宮地光子
1974年弁護士登録、大阪弁護士会所属、1999年女性法律事務所を設立。性差別と性平等をテーマにした社会問題の男女両側委員兼裁判官。すてっぴ控訴審の勝訴判決に弁護団の一員として、三井さんを支えている。

非正規雇用を考える会/すてっぴ裁判を考える豊中市民の会
【連絡先】TEL/FAX 06-6844-2280

「館長雇止め・バックラッシュ裁判」高裁判決は逆転勝訴。しかし、豊中市、財団は4月1日上告。闘いは最高裁に移ります。勝ち抜く集会を企画中！

“つながれっとまつり”でワークショップ

と き 2010年6月26日(土) 12:30～15:00
ところ 名古屋市男女平等参画推進センター
つながれっと NAGOYA
愛知県名古屋市中区千代田 5-18-24
主 催 ファイトバックの会@名古屋
連絡先 吉川富士子 TEL 052-831-1666

ぜひ参加を！

館長雇止め・バックラッシュ裁判大阪高裁逆転勝訴を 共に喜び共に最後まで勝ち抜く集い

館長雇止め・バックラッシュ裁判が大阪高裁で逆転勝訴しました！この歴史的な判決を共に喜び、三井マリ子さんの長い裁判を勝訴に導いて下さった弁護士の先生方への感謝と最後まで勝ち抜く会を開催いたします。

と き 2010年6月19日(土) 午後2時～4時30分
ところ 大阪市中央公会堂(中之島公会堂) 3F
〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島1丁目1-27
京阪電鉄なにわ橋駅。地下鉄御堂筋線、京阪電鉄淀屋橋下車歩8分
参加費 2000円

詳細は往復はがきでお知らせいたします、予定を手帳に書き入れておいて下さい。

編集後記

3月30日、待ちに待った大阪高裁の判決に、東京から駆けつけました。塩月裁判長が主文を読み上げたあと、しばし沈黙があり、その後ワッと歓声が上がりました。三井さんがうれし涙にむせびながら、弁護団の皆さんと抱き合ったりしている姿を見て、これまでの長かった闘いの日々が一時に思い出され、私も感無量でした。皆様の逆転勝訴を祝うメッセージからもその喜びぶりは伝わることと思います。勝訴しなければ記者会見には欠席といていたマスコミ各社も会場が満杯になるほど集まり、翌朝の関西版に記事がのりました。しかし、この興奮冷めやらぬうちに、すぐさま市と財団側は最高裁へ上告しました。闘いはまだまだ続きます。東京では4月24日(土)に館長雇止め・バックラッシュ裁判「勝ち抜く集会」を開催します。勝訴したことへの健闘を讃えるとともに、この裁判の意義を改めて確認したいと思います。どうぞ変らぬご支援をお願いします。(木村民子)